

鐘ヶ淵地区まちづくり懇話会

発行：鐘ヶ淵地区まちづくり懇話会

事務局：墨田区都市計画部防災まちづくり課 TEL 03-5608-6260

■ 第40回鐘ヶ淵地区まちづくり懇話会が開催されました

平成30年7月9日(月)に第40回鐘ヶ淵地区まちづくり懇話会が開催され、鐘ヶ淵地区まちづくり懇話会委員の変更、鐘ヶ淵地区まちづくりに係る活動経過と今後のスケジュール、墨田五丁目都市整備用地の土地利用の考え方、補助第120号線(鐘ヶ淵通り)拡幅事業の進捗について説明がありました。

1 鐘ヶ淵地区まちづくり懇話会委員の変更について (墨田区報告)

東向島親交町会から、高橋正春様、太田義則様が新たに町会選出委員となりました。

2 鐘ヶ淵地区まちづくりに係る活動経過と今後のスケジュールについて(墨田区報告)

この1年間、まちづくりに係る取り組みとして、梅若小・隅田川PITAの協力を得てワークショップの開催や地区内区立保育園に通う園児の世帯に対してアンケートを実施し、幅広い世代の方々の意見収集を行いました。また、鉄道沿線に係る町会等を対象とした勉強会準備会・勉強会を開催した旨の報告がありました。

3 墨田五丁目都市整備用地の 土地利用の考え方について(墨田区報告)

墨田五丁目都市整備用地の土地利用の考え方について、東京都から墨田区へ示された内容が報告されました。(右図参照)

4 補助第120号線(鐘ヶ淵通り)の 進捗状況について(東京都報告)

I期区間の用地取得率は約98%で、既に下水道工事等に着手しています。今後は、裏面※2の工事手順のとおり、工事を行っています。事業認可については、今年度末に延伸を予定しております。延伸期間は現在調整中です。

I期区間の用地取得率は約25%となっております。墨田五丁目の都市整備用地では、現在、地中の支障物除去・東側区道の拡幅等の工事を行っています。工事は、今年秋ごろまでを予定しています。

5 当日の主なやりとり(要旨)

「区案」とのことだが、東京都が事業主体となった場合、線形が変わってしまうのではないか。

東京都に事業主体になってもらうには、どうすれば良いのか。

墨田五丁目都市整備用地の東側主要生活道路の幅員は何mか。
また、拡幅はどちら側になるのか。

区案は、地元の意向を踏まえ、極力、東武鉄道の敷地内に収まるように鉄道関連法規や基準に従って画かれたものです。
なお、東京都が事業主体となった場合でも線形が大きく変わることはないと考えています。

平成28年に地元町会の総意で東京都へ要望書を提出した際、地域が一体となり駅前広場や側道を含めたまちづくりに取り組む必要があるとの見解が示されました。
このことから、鉄道沿線に係る町会等により駅前広場や側道の検討を行うことで、まちづくりの熟度を上げていきたいと考えています。

道路幅員は6mの予定です。
拡幅は基本的に都市整備用地側へ考えています。



まちづくり懇話会当日の様子

墨田五丁目都市整備用地の土地利用の考え方について



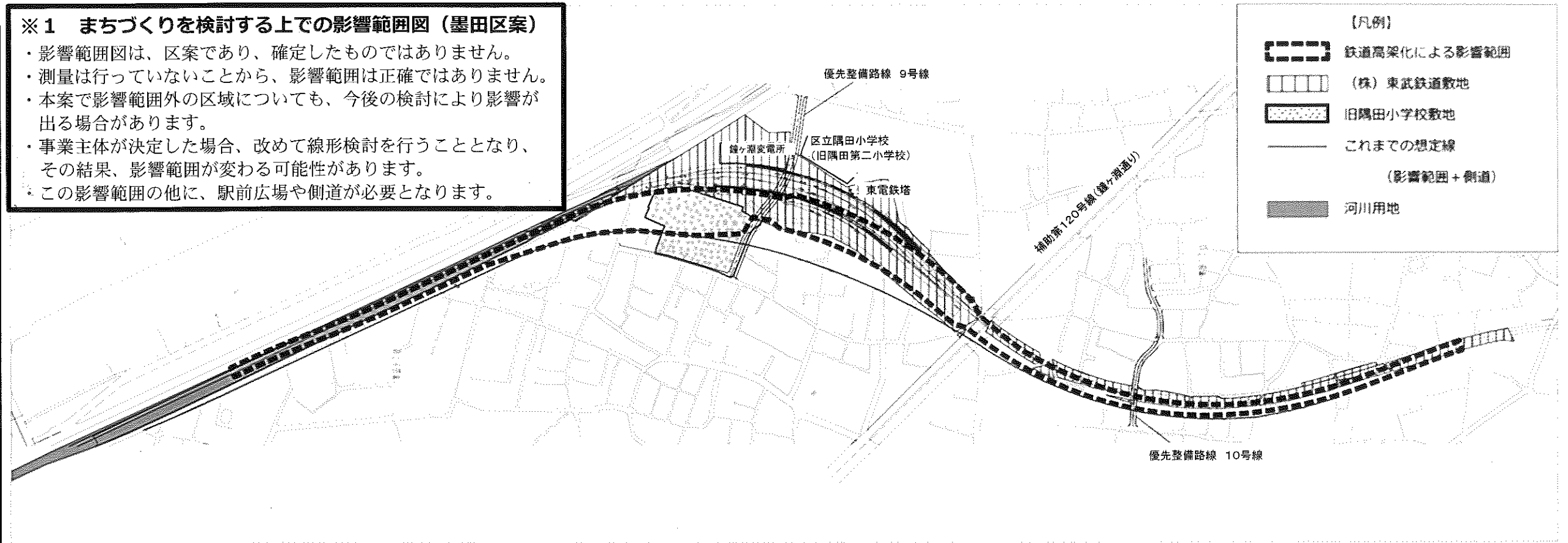
〈防災・スポーツ・教育ゾーン〉
災害時の避難所機能を有する学校施設を整備するとともに、地域の防災力向上に資するスペースを確保
隣接する総合運動場と連携した学校施設の活用による障害者スポーツを始めとした多様なスポーツの普及の場を確保

〈防災まちづくり・地域の魅力向上ゾーン〉
本都府政の改善等、防災まちづくりのための効果的な活用のための用地として確保。なお、事業の具体化が図れるまでこれまでと同様、一時開放広場として暫定的に利用

〈事業用代替地ゾーン〉
補助第120号線(鐘ヶ淵通り)の道路事業等防災まちづくり事業を進めるための事業用代替地

※1 まちづくりを検討する上での影響範囲図(墨田区案)

- ・影響範囲図は、区案であり、確定したものではありません。
- ・測量は行ってないことから、影響範囲は正確ではありません。
- ・本案で影響範囲外の区域についても、今後の検討により影響が出る場合があります。
- ・事業主体が決定した場合、改めて線形検討を行うこととなり、その結果、影響範囲が変わる可能性があります。
- ・この影響範囲の他に、駅前広場や側道が必要となります。



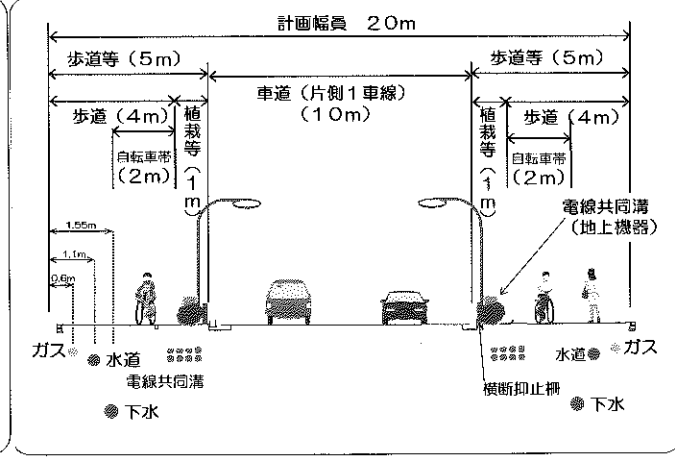
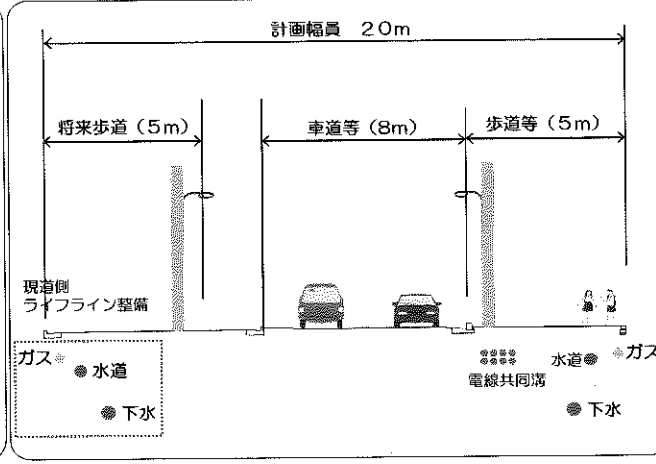
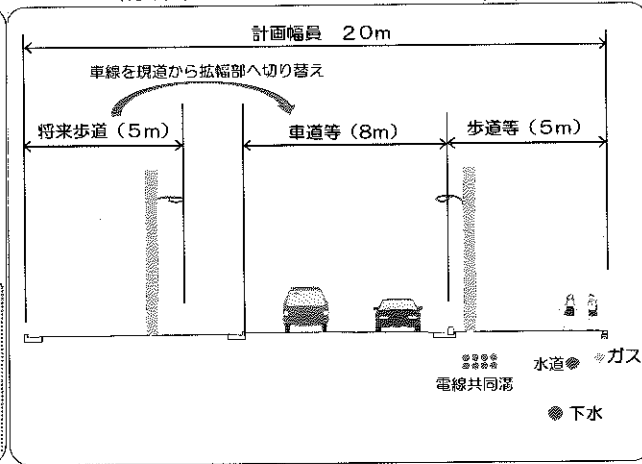
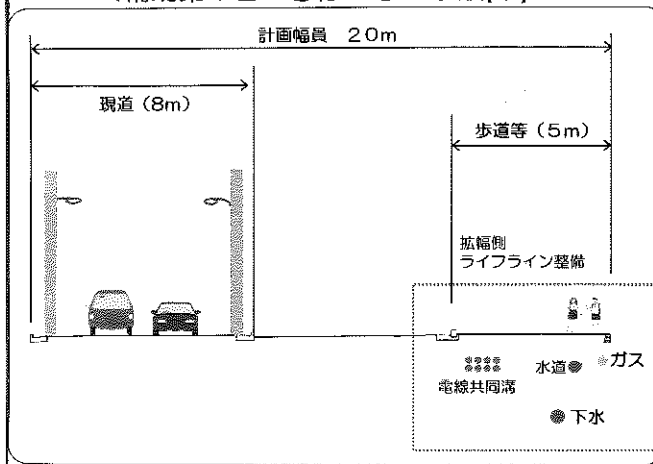
※2 < 補助第120号線工事の手順(案) >

< 補助第120号線工事の手順(案) >

< 補助第120号線工事の手順(案) >

< 補助第120号線工事の手順(案) >

< 補助第120号線(1期)横断面図(案) >



- ・道路を拡幅する側のライフラインを整備します。
- ・車線を拡幅側へ切り替えるのに、現道にある埋設幹線ケーブルや電柱が支障となるため、拡幅側に埋設幹線ケーブルや電柱を移設します。(電気・通信)
- ・上記工事と同時に、拡幅側の歩道、側溝、街路灯、低木を整備します。

- ・拡幅側の整備(ライフライン・歩道・電柱・幹線ケーブル等)が完了したら、車線を拡幅側へ切り替えます。
- ・現道にある埋設幹線ケーブルを撤去し、現道側の電柱を将来歩道の車道側へ移設します。

- ・現道側のライフラインを整備します。

- ・現道側の電線共同溝、歩道、側溝、街路灯、低木を整備します。
- ・電線を地中化し、電柱を抜きます。
- ・両側の高木、歩道、車道を整備して完了となります。

※横断面の詳細は関係機関と調整中のため、変わる場合があります。